

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド大崎古川店

大崎市古川稲葉1丁目163番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

3 市町村の意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通について

駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。

(2) その他

街づくりの観点から、地域経済の発展に寄与していただきたい。また、地域貢献に配慮し、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

警備員による巡回など管理を徹底し、防犯対策に努めていただきたい。

4 地域住民等の意見の概要

(1) 渋滞緩和対策として、駐車場の出入口（2か所）スペースをできる限り広く確保し、スムーズに車が出入りできるようにしていただきたい。また、駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応もしていただきたい。

(2) 駐車場内に防犯カメラを設置し、犯罪防止対策を講じていただきたい。

(3) 街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。

(4) 地域貢献に配慮し、さらに、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成30年9月5日から平成30年10月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）